

# 養護老人ホームとは



# ☆入所要件について☆

養護老人ホームは、老人福祉法に規定された老人福祉施設です。

(老人福祉法 抜粋)

・老人福祉法第十一条(老人ホームへの入所等)

65歳以上の者であつて、**環境上の理由**及び**経済的理由**により居宅において養護を受けることが困難な者を当該地方公共団体の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

・老人福祉法第二十条(養護老人ホーム)

養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

## 【環境上の理由】

- 同居者との同居の継続が高齢者の心身を著しく害する場合
- 住むところがなかったり、住まいがあつても極めて環境が悪い場合

## 【経済的理由】

- 介護に必要な65歳以上の高齢者の世帯が、生活保護法による生活保護を受けている場合
- 本人が属する世帯の市町村民税の所得割が非課税である場合
- 災害その他の事情により世帯の生活の状態が困窮している場合

# ☆費用について☆被措置者徴収金額表(i)

対象収入等による階層区分		徴収金額(月額)
生活保護法による被保護者(単給を含む。)		0円
(上欄の生活保護法による被保護者を除き 対象収入額区分が次の額である者)		
1	0円から 270,000円まで	0円
2	270,001円から 280,000円まで	1,000円
3	280,001円から 300,000円まで	1,800円
4	300,001円から 320,000円まで	3,400円
5	320,001円から 340,000円まで	4,700円
6	340,001円から 360,000円まで	5,800円
7	360,001円から 380,000円まで	7,500円
8	380,001円から 400,000円まで	9,100円
9	400,001円から 420,000円まで	10,800円
10	420,001円から 440,000円まで	12,500円
11	440,001円から 460,000円まで	14,100円
12	460,001円から 480,000円まで	15,800円
13	480,001円から 500,000円まで	17,500円
14	500,001円から 520,000円まで	19,100円
15	520,001円から 540,000円まで	20,800円
16	540,001円から 560,000円まで	22,500円
17	560,001円から 580,000円まで	24,100円
18	580,001円から 600,000円まで	25,800円
19	600,001円から 640,000円まで	27,500円
20	640,001円から 680,000円まで	30,800円
21	680,001円から 720,000円まで	34,100円
22	720,001円から 760,000円まで	37,500円
23	760,001円から 800,000円まで	39,800円
24	800,001円から 840,000円まで	41,800円

## ☆費用について☆被措置者徴収金額表(ii)

対象収入等による階層区分		徴収金額(月額)
25	840,001 円から 880,000 円まで	43,800 円
26	880,001 円から 920,000 円まで	45,800 円
27	920,001 円から 960,000 円まで	47,800 円
28	960,001 円から 1,000,000 円まで	49,800 円
29	1,000,001 円から 1,040,000 円まで	51,800 円
30	1,040,001 円から 1,080,000 円まで	54,400 円
31	1,080,001 円から 1,120,000 円まで	57,100 円
32	1,120,001 円から 1,160,000 円まで	59,800 円
33	1,160,001 円から 1,200,000 円まで	62,400 円
34	1,200,001 円から 1,260,000 円まで	65,100 円
35	1,260,001 円から 1,320,000 円まで	69,100 円
36	1,320,001 円から 1,380,000 円まで	73,100 円
37	1,380,001 円から 1,440,000 円まで	77,100 円
38	1,440,001 円から 1,500,000 円まで	81,100 円
39	1,500,001 円以上	81,100 円+((1,500,000 円を超える額×0.9)÷12) (100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

### 備考

- この表における「対象収入額」とは、前年の収入額から租税、社会保険料、医療費等の必要経費の額を控除した後の額をいう。
- 徴収金月額が、その月におけるその被措置者について支弁した費用の額を超えるときは、この表の定めにかかわらず、徴収金月額は当該支弁した費用の額とする。
- 3人部屋に入居した者については10%、4人部屋に入居した者については20%を、5人部屋及び6人部屋に入居した者については30%を、7人部屋に入居した者については40%をそれぞれこの表に定める額から減額した額をもって一月当たりの徴収金の額とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 被措置者に係る徴収金月額は、この表の定めにかかわらず、暫定措置として140,000円を限度とする。
- 月の途中で入所又は退所した被措置者に係るその月分の徴収金額は、日割計算による。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- この表(備考を含む。)における「収入」、「必要経費」及び「支弁した費用の額」については、厚生労働省の示すところによる。

# ☆費用について☆扶養義務者徴収金額表

税額等による階層区分		徴収金額(月額)
A	生活保護法による被保護者(単給を含む。)	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円
C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税課税の者であつてその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する者	均等割の額のみ の者 4,500円
C2		所得割の額のある者 6,600円
D1	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税の者であつてその所得税の額の区分が次の区分に該当する者	30,000円以下 9,000円
D2		30,001円から 80,000円まで 13,500円
D3		80,001円から 140,000円まで 18,700円
D4		140,001円から 280,000円まで 29,000円
D5		280,001円から 500,000円まで 41,200円
D6		500,001円から 800,000円まで 54,200円
D7		800,001円から 1,160,000円まで 68,700円
D8		1,160,001円から 1,650,000円まで 85,000円
D9		1,650,001円から 2,260,000円まで 102,900円
D10		2,260,001円から 3,000,000円まで 122,500円
D11		3,000,001円から 3,960,000円まで 143,800円
D12		3,960,001円から 5,030,000円まで 166,600円
D13		5,030,001円から 6,270,000円まで 191,200円
D14		6,270,001円以上 その月におけるその被措置者について支弁した費用の額

# ☆申請手続きについて☆

## ①個別相談

各市町村窓口にて入所要件に適合しているか聞き取りが行われます。入所要件に適合している場合は、入所申請書がもらえます。

施設でも入所要件に適合しているか概ね電話での回答が可能です。

## ②入所申請

以下の入所申請書類を各市町村窓口提出していただきます。

( ・入所申請書      ・収入申告書      ・主治医診断書      ・住民票謄本  
・戸籍謄本      ・年金証書の写し      ・年金振込通帳の写し など )

## ③面接調査

入所申請書類の内容について審査され、各市町村担当者が面接調査を行います。

## ④入所判定委員会

各申請者について、養護老人ホームへの入所措置の要否を関係資料に基づき総合的に判断されます。

判定委員 医師、養護老人ホーム施設長、地域包括支援センター職員、各市町村担当者

開催月 八代市 3月、6月、9月、12月

氷川町 適宜

※各市町村によって判定会開催時期が違います。

## ⑤施設側面談

各市町村より入所依頼書と措置調書が施設に届きます。面談を行い、本人・家族、各市町村担当者と入所日等の調整を行います。

# ☆介護サービス利用について☆

養護老人ホームの入所者であって、介護保険サービスを利用した場合は、次の表に掲げる費用徴収階層ごとに利用者負担の一部が支弁されます。

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1	100%	30	65%
2～22	99%	31	64%
23	95%	32	63%
24	91%	33	62%
25	86%	34	57%
26	81%	35	54%
27	76%	36	51%
28	71%	37	48%
29	66%	38	45%

※費用徴収階層が39階層の者については支弁されません。

たとえば…

費用徴収階層が2～22に該当する者で、ひと月の介護サービス利用者負担額（保険対象分）が10,000円の場合は、

$$10,000 \times 0.99(\text{支弁割合}) = 9,900\text{円}$$

となり、9,900円が支弁されます。（実質本人負担は100円となります。）

この場合の介護報酬請求は、“公費請求”ではなく、通常通り請求して頂くこととなります。当月分の利用実績を各市町村に施設から提出し、支弁額が償還されます。

◆八代市立保寿寮

〒869-5138

八代市日奈久平成町1-1

TEL(0965)38-0732 FAX(0965)38-0735

e-mail [hojyuryou8@image.ocn.ne.jp](mailto:hojyuryou8@image.ocn.ne.jp)

◆すずらんの杜

〒869-4202

八代市鏡町内田537-1

TEL(0965)52-0243 FAX(0965)52-5034

e-mail [suzuranmori@jewel.ocn.ne.jp](mailto:suzuranmori@jewel.ocn.ne.jp)

